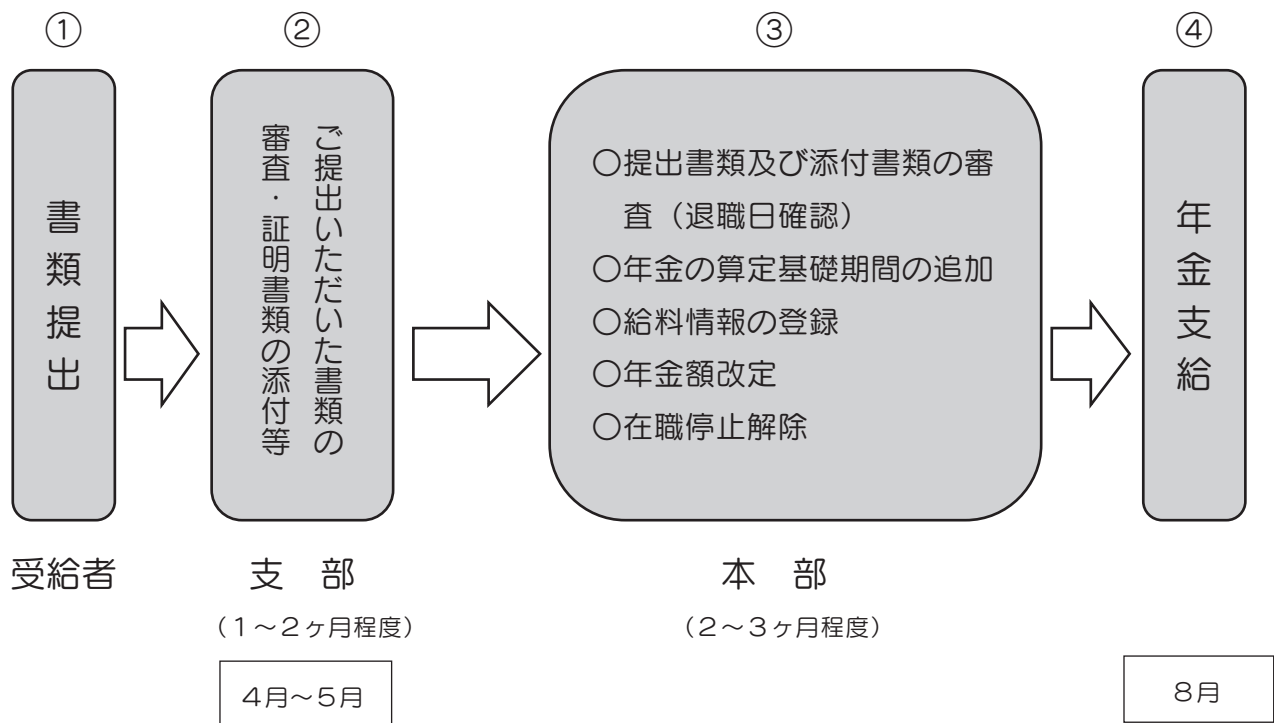


3月末に退職される年金受給者の方へ

公立学校共済組合

3月末に退職される方の公立学校共済組合の年金（老齢厚生年金・退職共済年金）は、現在在職中のため、支給を停止しておりますが、ご退職後に年金の改定手続きを行います。その内容は、退職日を確認し、既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加えるとともに、その期間の給料情報を登録して年金額の改定を行い、その上で年金の在職停止を解除する処理を行うものです。

※在職停止…年金受給者が組合員（在職者）である間は、年金の一部又は全額が支給停止となります。



上記②の手続きは、3月末のご退職後から開始し、④につきましては、8月を予定しております。したがって、6月の定期支給期（4月・5月分）におきましては、在職停止が解除されていない状態となります（送付される「年金支払通知書」には、「在職停止」という文言が印字されます。）。

退職による改定に伴い、4月・5月分の年金に差額が発生することとなりますが、この差額につきましては、8月中にお支払いできる予定です（ご退職後にお勤めされて被用者年金制度に加入された方は、引き続き在職停止がかかります。）。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

退職年金（年金払い退職給付）を請求された方へ

退職年金（年金払い退職給付）は、退職に伴う老齢厚生年金・退職共済年金の改定手続きが完了した後に決定を行います。

支給までにお時間をいただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

退職後の再就職に伴う年金の支給停止について

退職後に就職して、就職先で次のいずれかに当てはまる場合は、年金を含めた収入月額が基準額を超えたときに、その超えた額の半分が支給停止となります。

- (1) 厚生年金保険の被保険者になった方（公務員、民間企業や私立学校にお勤めの方等）
- (2) 国会議員・地方議会議員になった方
- (3) 70歳以上で厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方

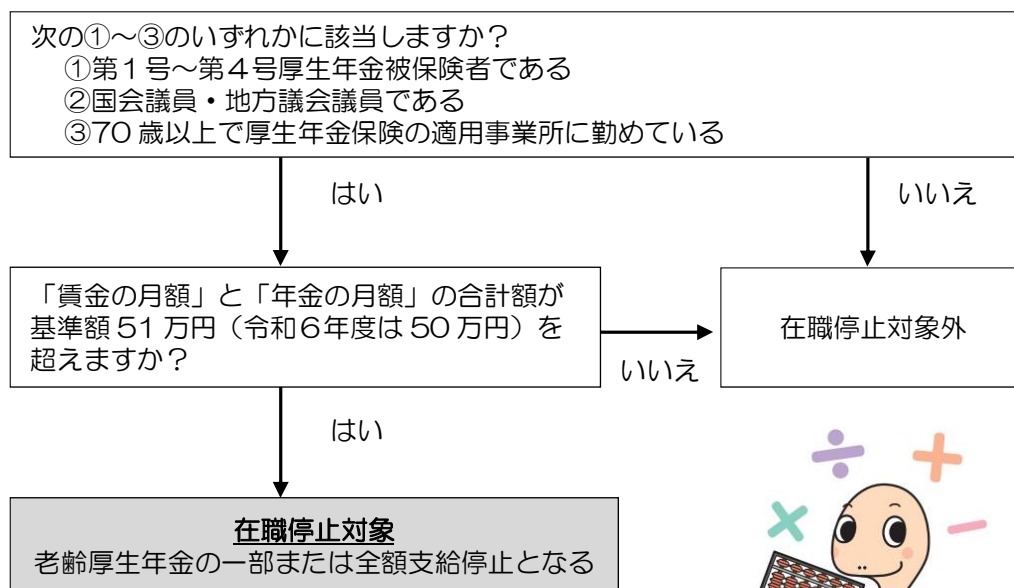


1 年金の支給停止額の計算方法

$$\text{支給停止額（月額）} = \{(\text{①賃金の月額} + \text{②年金の月額}) - \text{③基準額}\} \times 1/2$$

- ①賃金の月額…再就職先で決定される標準報酬月額＋（直近1年間の賞与額×1/12）の額
- ②年金の月額…老齢厚生年金（経過的職域加算額・加給年金額を除く）×1/12の額
- ③基準額…令和7年度は月額51万円／令和6年度は月額50万円

《参考》在職停止の対象者フロー図



2 留意事項

厚生年金被保険者となる方は、原則としてご本人からの届出は不要であり、当共済組合と各実施機関との間で情報交換を行うことにより、年金の支給停止の手続きを行います。ただし、情報交換には時間を要するため、情報提供を受ける時期により、年金の支給停止額の計算がされずに過払いが発生し、後日精算処理（返納）が生じることがあります。

なお、退職された場合も、勤務先から各実施機関を通じて、当共済組合に情報提供されますので、ご本人からの届出は必要ありませんが、情報交換に時間を要するため、退職時点に遡って年金の精算処理が行われます。

失業給付（基本手当）の受給に伴う年金の支給停止について

特別支給の老齢厚生年金の受給権者（昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 36 年 4 月 1 日生まれ）の方が、雇用保険法による失業給付（基本手当）を受けると、失業給付の額にかかわらず、特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止されます。

なお、退職共済年金（経過的職域加算額）は支給停止となりません。

公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申込みをお考えの方は、事前に失業給付の額を公共職業安定所にて確認し、特別支給の老齢厚生年金の額と比較して、どちらの給付を受けるかお決めいただくことをお勧めします。また、公共職業安定所で求職の申し込みをした際は、届出を行う必要がありますので、当共済組合（022-211-3677）へご連絡ください。

障害者特例の請求について

特別支給の老齢厚生年金の受給権者（昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 36 年 4 月 1 日生まれ）の方が退職後、厚生年金被保険者でなく、かつ障害等級 3 級以上の障害状態にある場合は、定額部分も合わせた特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。これを、「障害者特例」といいます。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者で、かつ障害厚生（共済）年金の受給権者には、当共済組合から請求書類をご案内しますが、特別支給の老齢厚生年金の受給権者で、障害厚生（共済）年金の受給権者ではない障害状態の方は、ご本人より当共済組合（022-211-3677）へ障害者特例の請求をしたい旨をご連絡ください。

年金受給権者からのよくある質問

Q1 住所を変更したので、手続き方法を教えてください。

A1 住民基本台帳ネットワークシステムを利用して登録住所の変更手続きを行うため、原則として届出は不要です。ただし、変更までに 4 から 5 か月程度時間を要しますので、必ず郵便局で転送手続きを行ってください。

Q2 年金の受取金融機関を変更したいのですが、手続き方法を教えてください。

A2 「年金受給権者受取機関変更届」を提出してください。この用紙は、24 時間受付の専用電話（03-5259-8852）より交付依頼を受け付けています。また、公立学校共済組合本部のホームページから用紙をダウンロードすることもできます。



URL : <https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html>

二次元コードはこちら→

